

八戸市スポーツ推進計画

令和6年3月

八戸市

はじめに

当市では、市民の皆様が様々な形でスポーツに関わることにより、健康で、生きがいを感じることができるような施策を効果的かつ効率的に推進するため、国の第2期スポーツ基本計画を踏まえながら、平成31(2019)年3月に、計画期間を10年とする「八戸市スポーツ推進計画」を策定し、各種スポーツ施策に取り組んでまいりました。

計画の策定から5年が経過し、YSアリーナ八戸の供用開始やフラット八戸の開場等、市内のスポーツ施設の整備が進んだことや、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民の皆様の行動様式の変化、八戸スポーツコミッションの設立、国のスポーツ基本計画の第3期への移行等、当市のスポーツを取り巻く環境にも大きく変化が生じてきたことを受け、このたび「八戸市スポーツ推進計画」を改定いたしました。

改定後の計画におきましては、当市のスポーツの強みを生かしながら、基本方針に掲げる「スポーツを楽しみたくなるまちの実現と氷都八戸の振興～スポーツの力でさらなる元気な八戸に～」の実現に向けて、多様な世代の誰もが「する」、「みる」、「ささえる」というそれぞれの関わり方でスポーツ活動に取り組み、スポーツの力でさらなる元気なまちづくりが図られるよう、スポーツ施策をより一層推進してまいります。

結びに、本計画の改定に当たり、御協力を賜りました「八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会」の委員の皆様、並びに貴重な御意見や御提言をお寄せいただきました関係者の皆様に対しまして、心よりお礼申し上げます。

令和6（2024）年3月

八戸市長 熊谷 雄一



目次

1	計画の改定について	1
	(1) 改定の背景	
	(2) 計画の位置付け	
	(3) 計画期間	
2	現状	2
	(1) 市の人口の推移	
	(2) スポーツ施設の利用状況	
	(3) 今後の体育施設の整備の考え方	
3	八戸の強み	44
	(1) 氷都八戸	
	(2) 4つのプロスポーツチームの拠点	
4	課題	46
	(1) スポーツを「する」視点からみた課題	
	(2) スポーツを「みる」視点からみた課題	
	(3) スポーツを「ささえる」視点からみた課題	
5	基本方針	48
6	基本目標	49
	(1) スポーツを「する」機会の充実	
	(2) スポーツを「みる」文化の醸成による賑わいの創出と地域活性化	
	(3) スポーツを「ささえる」多様な人材の育成	
7	計画の進行管理	59
(資料編)		
1	八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 委員名簿	60
2	八戸市スポーツ推進計画改定までの経過(令和5年度)	61
3	アンケート調査、パブリックコメントの実施経過	62
4	八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会規則	63

1 計画の改定について

(1) 改定の背景

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく地方スポーツ推進計画として、計画期間を令和元年度から令和10年度までの10年間とし、策定したのですが、策定から4年経過し、市のスポーツを取り巻く環境にも変化が生じてきたことを受け、改定することとしたものです。

(主なハード面の変化)

- ・YSアリーナ八戸の開場（令和元年9月）
- ・フラット八戸の開場（令和2年4月）
- ・プライフーズスタジアムの照明設備の整備（令和3年3月）

(主なソフト面の変化)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動様式の変化
- ・八戸スポーツコミッションの新設（令和4年4月）
- ・国のスポーツ基本計画の第2期（平成29年度～令和3年度）から第3期（令和4年度～令和8年度）への移行
- ・青森県のスポーツ推進計画の第1期（平成28年度～令和4年度）から第2期（令和5年度～令和9年度）への移行
- ・八戸市総合計画の第6次（平成28年度～令和2年度）から第7次（令和4年度～令和8年度）への移行

(2) 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画であり、国の第3期スポーツ基本計画（令和4年3月策定）を参酌するとともに、第7次八戸市総合計画（令和4年3月策定）に基づき、改定します。

(3) 計画期間

改定後の本計画の期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とし、必要に応じて、内容の見直しを行います。

2 現状

(1) 市の人口の推移

①人口の推移

単位：人

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
228,622	226,541	224,617	222,173

②世代別人口の推移

単位：人

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
0～14 歳	26,895	26,228	25,725	24,990
15～64 歳	133,473	131,196	128,957	127,077
65 歳以上	68,254	69,117	69,935	70,106
合計	228,622	226,541	224,617	222,173

③小学校児童数の推移

単位：人

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
10,944	10,791	10,707	10,530

④中学校生徒数の推移

単位：人

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
5,886	5,758	5,756	5,606

⑤高等学校生徒数の推移

単位：人

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
全日制	7,556	7,279	7,090	6,973
定時制・通信制	526	594	631	661

(2) スポーツ施設の利用状況

①長根公園

単位：人

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
八戸市体育館	アリーナ	51,553	31,596	31,348	44,373
	トレーニング室	99,610	62,045	58,143	72,003
	卓球室	24,972	13,176	12,412	17,909
	会議室	1,618	546	910	1,300
	合計	177,753	107,363	102,813	135,585
野球場		19,140	8,067	13,395	14,475
水泳プール		7,836	6,859	7,570	4,930
武道館	レスリング場等	61,982	44,062	40,686	49,736
	会議室	1,941	840	987	2,165
	合計	63,923	44,902	41,673	51,901
相撲場		388	10	468	555
弓道場		11,245	9,033	7,418	10,701
アイスホッケーリンク		7,047	7,715	4,611	5,709
屋内スケート場	スケートリンク	42,145	33,988	32,595	42,638
	中地	5,287	15,931	18,935	25,322
	会議室	3,343	10,132	11,714	15,205
	トレーニング室	806	3,708	3,492	2,920
	合計	51,581	63,759	66,736	86,085
スポーツ研修センター		15,224	12,125	7,236	10,040
合計		354,137	259,833	251,920	319,981

八戸市体育館

外観	
設置条例	八戸市体育館条例
竣工年月	昭和 38 年 12 月
建築面積	3,624.77 m ²
延床面積	6,876.02 m ²
構造	S R C 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ ・トレーニング室 ・卓球場（9面） ・会議室
観客席	2,000 席

野球場

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 27 年 10 月
建築面積	3,259.26 m ²
構造	内野：R C 造スタンド 外野：盛土スタンド
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド両翼 91m センター120m ・夜間照明施設（パイプトラス型鉄塔 6 基）
観客席	11,000 人収容（内野 7,500 人 外野 3,500 人）

水泳プール（屋外）

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 47 年 7 月
建築面積	1, 196. 81 m ² （倉庫等）
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 50m プール 12 コース ・ 子供プール 長さ 40m 幅 25m ・ 幼児プール 面積 213 m²
観客席	—


武道館

外観	
設置条例	八戸市武道館条例
竣工年月	昭和 56 年 3 月
建築面積	1, 620. 65 m ²
延床面積	2, 087. 80 m ²
構造	S R C 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道場 459. 00 m² ・ 剣道場 459. 00 m² ・ レスリング 452. 93 m²
観客席	—

相撲場

外観	
設置条例	八戸市武道館条例
竣工年月	昭和 56 年 10 月
建築面積	334. 62 m ²
構造	練習場 (W造) 相撲場上屋 (S造)
観客席	芝張りスリバチ型 600 人収容

弓道場

外観	
設置条例	八戸市弓道場条例
竣工年月	昭和 52 年 3 月
建築面積	256. 82 m ²
構造	S造
主要設備	射場 5人立
観客席	—

アイスホッケーリンク（屋外）

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 51 年 10 月
建築面積	942.89 m ²
構造	R C 造
主要設備	幅 28m 長さ 60m
観客席	—

屋内スケート場

外観	
設置条例	八戸市屋内スケートリンク条例
竣工年月	令和元年 6 月
建築面積	22,308.43 m ²
延床面積	26,274 m ²
構造	屋根（S 造） 下部（R C 造）
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際規格 400m ダブルトラック リンク幅 16m ・ 中地 人工芝コート 33m×42m 多目的コート 33m×42m ・ トレーニング室 ・ 会議室等
観客席	3,045 席（固定席：3,017 席 車いす席：28 席）

スポーツ研修センター

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市スポーツ研修センター条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>平成3年2月</p>
<p>建築面積</p>	<p>1,268.80 m²</p>
<p>延床面積</p>	<p>2,181.65 m²</p>
<p>構造</p>	<p>本館棟（RC造） 食堂棟（RC造+S造）</p>
<p>主要設備</p>	<p>食堂 60人収容 第一会議室 120人収容 第二会議室 70人収容 視聴覚室 研修室</p>

②東運動公園

単位：人

		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
体育館	アリーナ	50,675	27,584	30,503	43,282
	トレーニング場	56,014	28,828	24,330	33,095
	体育室	20,609	13,346	10,855	14,811
	会議室	3,549	1,058	2,332	2,654
	合計	130,847	70,816	68,020	93,842
野球場		19,542	6,227	8,943	9,639
テニスコート		27,530	18,323	19,426	20,797
陸上競技場		40,399	17,399	18,273	26,602
合計		218,318	112,765	114,662	150,880

体育館

外観	
設置条例	八戸市体育館条例
竣工年月	昭和 62 年 6 月
建築面積	4,372.07 m ²
延床面積	5,528.78 m ²
構造	SRC造、RC造、S造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ ・トレーニング室 ・体育室 ・会議室
観客席	1,018 席

野球場

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 51 年 8 月
構造	内野：RC造スタンド 外野：盛土スタンド
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド両翼 93m センター120m ・夜間照明施設（亜鉛メッキパイプトラス型鉄塔 6 基）
観客席	9,050 人収容（メインスタンド 530 人 内野 2,720 人 外野 5,800 人）

テニスコート

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	昭和 59 年 10 月
床面積	65.60 m ² （管理棟）
構造	S 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・10 コート（全天候型砂入人工芝舗装） ・照明施設（パンザマスト 24 基）
観客席	—

陸上競技場

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市都市公園条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>昭和 58 年 9 月</p>
<p>構造</p>	<p>管理棟（R C造）</p>
<p>主要設備</p>	<p>第 3 種公認 400 メートル 8 レーン 走り高跳 走り幅跳 棒高跳 三段跳 全天候型フルウレタン舗装</p>
<p>観客席</p>	<p>10,000 人収容 メインスタンド 1,000 人（盛土階段式） 芝生席 9,000 人</p>

③新井田公園

単位：人

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
新井田インドアリンク	61,643	53,936	46,584	62,715
テニスコート	5,514	2,102	2,727	0
多目的広場	11,053	5,424	10,358	9,304
合計	78,210	61,462	59,669	72,019

新井田インドアリンク

外観	
設置条例	八戸市屋内スケートリンク条例
竣工年月	昭和59年5月
建築面積	4,549.83 m ²
延床面積	5,923.17 m ²
構造	RC造 大屋根 (S造)
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスホッケーリンク 1面 面積 1,745.06 m² 幅 30m 長さ 60m ・全館暖房設備 放送設備 ・照明 最大2,000 ルックス
観客席	1,576 席

テニスコート

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
竣工年月	令和5年4月
建築面積	19.87 m ² (管理棟)
延床面積	19.87 m ² (管理棟)
構造	木造 (管理棟)
主要設備	・ 8コート (人工クレイコート) ・ 照明施設 ・ 管理棟
観客席	300人収容

多目的広場

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
敷地面積	16,868 m ²
観客席	—

④屋内トレーニングセンター

単位：人

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
屋内トレーニングセンター	主練習場・投球練習場	33,407	30,412	20,710	31,404
	トレーニング室	55,976	29,505	23,177	29,803
	会議室	3,297	954	1,081	1,301
合計		92,680	60,871	44,968	62,508

屋内トレーニングセンター


外観	
設置条例	八戸市屋内トレーニングセンター条例
竣工年月	昭和63年12月
建築面積	4,497.46 m ²
延床面積	4,796.94 m ²
構造	屋根（骨組膜構造、テフロン膜） 下部（RC造） グラウンド（クレール舗装）
主要設備	・主練習場 3,300 m ² 高さ 20m 有効高 17m ・トレーニング室 294 m ²
観客席	—

⑤南部山健康運動公園

単位：人

		R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
体育館	アリーナ	30,930	21,602	18,694	25,273
	トレーニング室	33,830	17,475	15,538	22,597
	水泳プール	27,051	19,070	16,707	19,029
	会議室	571	228	216	201
	合計	92,382	58,375	51,155	67,100
多目的広場		4,729	2,425	3,889	5,098
合計		97,111	60,800	55,044	72,198

体育館

外観	
設置条例	八戸市健康運動センター条例
竣工年月	平成4年9月
建築面積	4,401.12 m ²
延床面積	5,150.97 m ²
構造	SRC造、RC造、S造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ ・トレーニング室 ・水泳プール（屋内） ・会議室
観客席	—

多目的広場

外観	
設置条例	八戸市都市公園条例
敷地面積	15,666.00 m ²
観客席	—

⑥南郷カッコーの森エコーランド

単位：人

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
体育館	アリーナ	15,512	10,842	7,742	13,210
	トレーニング室	10,150	7,228	5,880	7,235
	会議室	190	0	0	70
	合計	25,852	18,070	13,622	20,515
野球場		5,218	3,772	3,830	5,250
水泳プール		28,016	18,616	17,716	21,750
屋内運動場	運動場	22,450	13,668	13,084	17,115
	会議室	560	264	285	127
	合計	23,010	13,932	13,369	17,242
陸上競技場		11,185	4,015	8,218	8,979
テニスコート		5,138	3,809	4,176	5,146
相撲場		0	0	0	0
エコーランド	バンガロー	982	0	168	236
	エコステージ	450	0	15	0
	茶室	428	23	26	100
	合計	1,860	23	209	336
合計		100,279	62,237	61,140	79,218

体育館

外観	
設置条例	八戸市南郷体育施設条例
竣工年月	昭和 55 年 8 月
建築面積	1,931.07 m ²
延床面積	1,956.01 m ²
構造	R C 造・S 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アリーナ ・トレーニング室 ・会議室
観客席	248 席


野球場

外観	
設置条例	八戸市南郷体育施設条例
竣工年月	昭和 54 年
敷地面積	15,126 m ²
構造	ダックアウト等：R C 造 バックスクリーン：S 造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド両翼 92m センター115m ・照明設備 24 灯×鉄塔 6 基=144 灯 (1,000w/灯)
観客席	一部盛土スタンド (両翼以外)

水泳プール

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市南郷屋内温水プール条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>平成7年7月</p>
<p>建築面積</p>	<p>1,556.12 m²</p>
<p>延床面積</p>	<p>1,971.24 m²</p>
<p>構造</p>	<p>R C造 一部S造</p>
<p>主要設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25mプール 6コース (水深 1.1~1.2m) ・ ウォータースライド 全長35m (水深 0.9m) ・ 児童プール (水深 0.7m) ・ 幼児プール (水深 0.3m) ・ ジャグジー 40℃ (水深 0.83m)
<p>観客席</p>	<p>—</p>


屋内運動場

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市南郷屋内運動場条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>平成9年</p>
<p>建築面積</p>	<p>4,796.90 m²</p>
<p>延床面積</p>	<p>4,017.16 m²</p>
<p>構造</p>	<p>下部（RC造） 屋根（トラス構造、テフロン膜） グラウンド（クレー舗装）</p>
<p>主要設備</p>	<p>主練習場 面積 4,039.20 m² 高さ 19.9m 有効高 14m （オイルサンド 土グラウンド）</p>
<p>観客席</p>	<p>—</p>

陸上競技場

外観	
設置条例	八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例
竣工年月	平成元年 8 月
建築面積	211.20 m ² (管理棟)
構造	S 造
主要設備	(陸上競技：非公認) 400 メートル 8 レーン 走幅跳 棒高跳 三段跳 走高跳 砲丸投 円盤投 トラック 全天候型ウレタン舗装 (サッカー) インフィールド：天然芝生 (3 種混合) (105m×68m サッカーフィールド)
観客席	盛土スタンド

テニスコート

外観	
設置条例	八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例
竣工年月	平成元年 8 月
延床面積	1,849.89 m ²
主要設備	・ 3 コート (全天候型砂入人口芝コート) ・ 照明設備 6 灯×鉄塔 4 基=24 灯 (1,000w/灯)
観客席	—

相撲場

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市南郷カッコーの森エコーランド条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>平成元年8月</p>
<p>敷地面積</p>	<p>827.00 m²</p>
<p>主要設備</p>	<p>土俵 寸法 8×8 m (屋根付き) 照明設備 40w×2灯 (逆富士×5台)</p>
<p>観客席</p>	<p>—</p>

⑦多賀多目的運動場


単位：人

		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
天然芝競技場		38,312	14,618	18,233	27,809
人工芝競技場		51,302	39,911	36,150	52,916
多目的広場	広場1	10,085	2,215	2,606	5,277
	広場2	8,291	2,275	1,915	3,273
	合計	18,376	4,490	4,521	8,550
管理棟	会議室1	342	353	272	274
	会議室2	4,747	4,254	4,201	3,962
	調理室	453	420	414	387
	更衣室	3,042	2,953	3,332	3,683
	審判員控室	312	84	91	96
	合計	8,896	8,064	8,310	8,402
合計		116,886	67,083	67,214	97,677


天然芝球技場

<p>外観</p>	
<p>設置条例</p>	<p>八戸市多賀多目的運動場条例</p>
<p>竣工年月</p>	<p>平成 28 年 9 月</p>
<p>敷地面積</p>	<p>規格 10,562.50 m² ピッチサイズ 7,140.00 m²</p>
<p>構造</p>	<p>芝生 ケンタッキーブルーグラス</p>
<p>主要設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型映像設備 LED表示面H7.2m×W12.8m ・照明装置 照明鉄塔4塔(H=35m) 照明器具 404灯/4塔 競技用白色208灯/演出用カラー196灯
<p>観客席</p>	<p>約 5,200 席 メインスタンド 1,232 席 (椅子席ホーム 580 席 車いすホーム 4 席 椅子席アウェイ 580 席 車いすアウェイ 4 席 VIP 64 席) 芝生席約 4,000 席 (バックスタンド 1,970 席 サイドホーム 1,000 席 サイドアウェイ 950 席)</p>

人工芝球技場

外観	
設置条例	八戸市多賀多目的運動場条例
竣工年月	平成 28 年 9 月
敷地面積	規格 10,209.00 m ² ピッチサイズ 7,140.00 m ²
構造	芝生 ハイブリッドターフ XX P-62
主要設備	照明装置 照明鉄塔 6 塔 (H=19m) 照明器具 72 灯/6 塔
観客席	約 1,700 席 (サイドスタンド 860 席 サイドスタンド 860 席)

多目的広場

外観	
設置条例	八戸市多賀多目的運動場条例
敷地面積	多目的広場 1 約 13,900 m ² 多目的広場 2 約 9,800 m ²
構造	芝生 (三種混合) ・ トールフェスキュー ・ ペルニアルライグレス ・ クリーピングレッドフェスタ
観客席	—

市内スポーツ施設の利用者数（合計）

単位：人

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
長根公園	354,137	259,833	251,920	319,981
東運動公園	218,318	112,765	114,662	150,880
新井田公園	78,210	61,462	59,669	72,019
屋内トレーニングセンター	92,680	60,871	44,968	62,508
南部山健康運動公園	97,111	60,800	55,044	72,198
南郷カッコーの森エコーランド	100,279	62,237	61,140	79,218
多賀多目的運動場	116,886	67,083	67,214	97,677
合計	1,057,621	685,051	654,617	854,481

参考：フラット八戸（市条例枠）

単位：人

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
フラット八戸	—	21,967	20,058	21,497

フラット八戸

外観	 <p>※XSMフラット八戸株式会社より提供</p>
設置条例	八戸市多目的アリーナ条例
竣工年月	令和2年4月
建築面積	約5,150 m ²
延床面積	約7,200 m ²
構造	S造、RC造
主要設備	<ul style="list-style-type: none"> ・アイスリンク ・多目的スペース 他
観客席	アイスホッケー利用時 約3,500人 バスケットボール利用時 約5,000人

参考：市内スポーツ施設等の利用者数の推移について

1 長根公園

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 第一 4 半期
利用者数	400,947	354,137	259,833	251,920	319,981	—
H30 年度比	—	88.3	64.8	62.8	79.8	98.9

2 東運動公園

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 第一 4 半期
利用者数	263,690	218,318	112,765	114,662	150,880	—
H30 年度比	—	82.8	42.8	43.5	57.2	64.3

3 新井田公園

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 第一 4 半期
利用者数	84,793	78,210	61,462	59,669	72,019	—
H30 年度比	—	92.2	72.5	70.4	84.9	111.6

4 屋内トレーニングセンター

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 第一 4 半期
利用者数	94,144	92,680	60,871	44,968	62,508	—
H30 年度比	—	98.4	64.7	47.8	66.4	70.0

5 南部山健康運動公園

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度 第一 4 半期
利用者数	108,859	97,111	60,800	55,044	72,198	—
H30 年度比	—	89.2	55.9	50.6	66.3	80.2

6 南郷カッコーの森エコーランド

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 第一・四半期
利用者数	106,542	100,279	62,237	61,140	79,218	—
H30年度比	—	94.1	58.4	57.4	74.4	85.5

7 多賀多目的運動場

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 第一・四半期
利用者数	124,044	116,886	67,083	67,214	97,677	—
H30年度比	—	94.2	54.1	54.2	78.7	82.0

※多賀多目的運動場のみ利用者数に観戦者数が含まれる。

合計

単位（上段：人・下段：％）

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 第一・四半期
利用者数	1,183,019	1,057,621	685,051	654,617	854,481	—
H30年度比	—	89.4	57.9	55.3	72.2	82.4

参考：新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための利用制限措置

年度	期間	利用制限措置の主な内容
R元年度	3月8日～3月31日	小中高生利用休止
R2年度	4月1日～4月9日	通常営業
	4月10日～4月19日	屋内施設利用休止※小中高生全施設利用休止
	4月20日～5月24日	利用休止
	5月25日～5月31日	入場制限等措置※小中学生利用休止
	6月1日～3月31日	入場制限等措置
R3年度	4月1日～8月31日	入場制限等措置
	9月1日～9月30日	原則利用休止
	10月1日～1月23日	入場制限等措置
	1月24日～3月31日	原則利用休止
R4年度	4月1日～4月10日	原則利用休止
	4月11日～3月31日	入場制限等措置
R5年度	4月1日～5月7日	入場制限等措置

(3) 今後の体育施設の整備の考え方

①八戸市体育施設整備に関する基本方針（平成31年3月策定）

- ・体育施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

（基本方針1）

八戸市体育館の建て替えに向けた基本構想を早期に策定する

八戸市体育館は、市内体育施設の中で最も多い利用者数を抱える施設であることや、八戸圏域連携中枢都市圏内において最も規模の大きい体育館であり、同規模の施設がないことなどから、建て替えについて最重点で取り組むこととし、次の点を考慮し、早期に基本構想の策定に着手する。

- ・八戸圏域連携中枢都市圏内においては、コンベンションや大規模大会等を開催できるような施設がないため、圏域内の中核を担う体育施設となるよう検討する。
- ・他都市において、体育館を建て替えする際には、他の体育施設を機能集約している例があることから、当市においても他の老朽化した施設との統廃合（複合施設化）を検討する。
- ・体育館の建て替えにあたっては、利用者の利便性を確保するため、現体育館を使用しながら工事を行えるよう、長根公園内の別な場所への配置を検討する。

（基本方針2）

市民が安全に利用できるよう予防保全の実施と長寿命化を図る

体育施設の一部は、災害時の指定避難所となっている施設もあることから、これらの施設の保全については優先的に行い、その他の施設についても、迅速かつ適切に改修・保全等の措置を講じ、市民の安全を確保する。

また、施設のライフサイクルコスト縮減に向けて、予防保全の視点に立った維持管理を実施していくため、定期点検等を適切に実施するとともに、点検・診断結果に基づく施設の状況を詳細に把握・蓄積し、緊急性のあるものについては迅速に対応していく。

多くの市民が利用している施設であるか、防災上の拠点施設であるかなどの施設の特性を考慮しながら、優先順位の高いものから計画的に、耐震化や防災力の向上を図り、地震や災害に耐えうる安全・安心な体育施設等の維持に努める。

長寿命化計画を策定し、個別の体育施設ごとに更新か修繕かを選択するとともに、維持管理にかかる費用の平準化を図る。

体育施設の維持管理費は施設の老朽化に伴い増加してきている一方で、維持管理費に占める利用料金収入は19%程度となっている。利用料金収入は貴重な財源であるが、近年においては料金改定を行っていないため、定期的に他都市の状況等を調査し、改定について検討する。

(基本方針3)

既存施設の有効活用・統廃合による総量の維持・適正化を図る

減少傾向にある人口や、少子高齢化等の人口動態の変化に対応した体育施設の規模や配置の適正化を実現するため既存施設を有効活用するほか、異なる機能を持つ施設の複合化や、類似施設の集約化等についても、必要な市民サービスの確保にも十分配慮しながら検討しつつ、今後予想される人口減少を見据えた総量の適正化を図っていく。

施設の整備に当たっては、連携中枢都市圏内の町村とも連携して、広域的な視点で施設の更新や統廃合についての検討を行い、特に更新に当たっては、単に同規模で更新するのではなく、利用者数等の見込みに応じた適正な規模への転換を検討する。

(基本方針4)

市民のニーズや時代に適合するような施設の質の向上を図る

既存の体育施設は、バリアフリー化等の安全対策など、誰でも使いやすい施設となっているとはいえないことから、市民のニーズや時代に適合した施設整備を進め、競技団体や利用者の意見要望を把握し、利用者目線に立った施設を目指す。

また、国際大会等の開催が想定される施設については、海外からの来場者にも配慮した施設整備を行う。

(基本方針5)

スポーツによるまちづくりの視点による施設整備の推進を図る

スポーツによるまちづくりを推進している本市にとって、東北フリーブレイズやヴァンラーレ八戸FC、青森ワッツなどのプロスポーツチームの活躍は、市民に元気や希望を与える貴重な地域資源となっていることから、地元プロスポ

ーツチームが今後も継続的に活動でき、さらに観戦者にも配慮した施設整備を行う。

また、競技種目が多様化する中においてすべての競技に対応することは困難であることから、八戸市の文化として根付いているスケート競技やレスリング競技など、地域特性を考慮した施設整備を行う。

(基本方針6)

長根公園内の体育施設の移転を見直して公園の整備を行う

平成25年2月に策定した「長根公園再編プラン」において、野球場、プール、弓道場については、代替施設の確保ができた段階で公園外に機能を移転する予定としているが、社会情勢の変化などに伴い、必要に応じて同プランの見直しを図っていくものとしている。

現在、八戸市体育館の耐震診断結果や人口減等、当時の状況から社会情勢が変化していること、体育施設の機能移転は新たな用地の確保や、道路等のインフラ整備も併せて必要であり、財源の確保等課題も多いことから、長根公園再編プランで予定されている体育施設の機能移転については次の点を考慮し見直す。

- ・平成30年11月9日に国の認定を受けた「第3期八戸市中心市街地活性化基本計画」において、中心市街地のエリアが長根公園まで拡大されていることから、長根公園内における体育施設の再整備にあたっては、長根屋内スケート場や既存体育施設と、中心市街地のはっち、マチニワ・新美術館など文化施設との回遊性の向上につながるような整備を行う。
- ・長根公園内体育施設で複数の大会が開催された場合、駐車スペースの不足が懸念されていることから、周辺の民間駐車場の利用促進も含めた一体的な対策を講じる。
- ・団体競技の主な移動手段である大型バスの通行が円滑に出来るよう配慮した動線を計画する。

- ・各施設の管理に関する基本方針

(長根公園)

八戸市体育館

- ・既存施設を使用しながら、公園内の別な場所に建て替えを行う。
- ・建て替えの際は、他の体育施設の機能集約を検討する。

野球場

- ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。
- ・スタンド部分については、改修等を行い、長寿命化を図る。

武道館

- ・他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。
- ・オリンピックメダリストの顕彰方法については別途検討する。

相撲場

- ・観客席の階段幅が狭く、急勾配であるため安全上問題があることから、改修により対応する。

弓道場

- ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り継続利用を基本とし、建て替え後の体育館への機能集約を検討する。

水泳プール

- ・継続利用を基本とするが、体育館の建て替えに合わせて移築又は機能集約を検討する。

スポーツ研修センター

- ・既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合はそれにあわせて廃止を検討する。

スケートリンク

- ・屋内スケート場完成後は、施設を廃止する。整備費用や維持管理費用等コスト面での課題があることから、施設の利活用は行わないこととする。

アイスホッケーリンク

- ・アイスホッケー等の練習の場として利用されていることから、施設が利用可能な限り継続する。

屋内スケート場

- ・国際大会の開催に備え、海外からの来場者にも配慮した施設整備を進める。

(東運動公園)

体育館

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
- ・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

野球場

- ・管理棟・スタンド等の老朽化が著しいため、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。

陸上競技場

- ・管理棟にはトイレが無く、シャワー室も使用不能となっており利用者が不便を感じていることから、機能の向上を図る改修を行う。

テニスコート

- ・管理棟・スタンド等の建築物の改修・修繕を行い、人工芝の張替えを計画的に行う。

(南部山健康運動公園)

体育館

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
- ・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

水泳プール

- ・プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

多目的広場

- ・利用者が安全に利用できるよう適切に維持管理を行っていく。

(新井田公園)

新井田インドアリンク

- ・観戦時の寒さへの対策や多目的トイレの設置など、来場者へ配慮した改修内容を検討する。

・アジアリーグアイスホッケーの開催や、海外のアイスホッケーチームの合宿等が行われていることから、それらの受け入れを想定した施設整備について検討する。

多目的広場

・利用者が安全に利用できるよう適切に維持管理を行っていく。

テニスコート

・人工芝コートへの改修を検討し、機能の向上に努める。

(南郷カッコーの森エコーランド)

体育館

・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行う。
・改修する際は、冷房設備の導入や、バリアフリーへの対応を検討する。

野球場

・平成 25 年の改修によって施設の機能向上が図られた結果、大会等でも使用されるようになっていることから、今後も適切に維持管理を行っていく。

陸上競技場

・平成 29 年度のインフィールド改修によってラグビー競技が開催可能となり、31 年度には海外のチームの合宿を行う予定となっていることから、今後も適切に維持管理を行っていく。

屋内運動場

・建築物の改修・修繕を行うとともに、クレー舗装の機能維持を図っていく。

水泳プール

・プールの事故は、生命に関わる重大な事故につながる恐れがあるため、体育施設の中でも維持管理に特に配慮する。

テニスコート

・今後も維持管理を徹底し、適切に維持管理を行っていく。

(屋内トレーニングセンター)

屋内トレーニングセンター

- ・指定避難所としての機能を有していることから、優先的に改修を行っていく。

(多賀多目的運動場)

天然芝球技場

- ・津波発生時の一時避難施設として長期的に利用できるよう適切に維持管理をしていく。
- ・Jリーグが求める施設要件に対応していく。

人工芝球技場

- ・点検等を継続して実施し、適切に維持管理を行っていく。

②八戸市体育館の建て替えに関する基本構想（令和4年11月策定）

(建て替えに関する基本的なコンセプト)

令和3年11月から令和4年1月にかけて、市内スポーツ施設利用者、八戸市スポーツ協会加盟38競技団体、市内スポーツ施設指定管理者及び市内プロスポーツチームに対して実施したアンケート調査及び八戸市体育施設整備検討委員会における意見等を踏まえ、建て替えに関する基本的なコンセプトを、

「する」スポーツ

「みる」スポーツ

「ささえる」スポーツ

活動を促し、

スポーツのある日常生活を支えるための

多様な世代の誰もがスポーツに親しめるスポーツ振興拠点

とします。

また、主な日常時の利用はスポーツ活動としますが、非日常時は、スポーツ施設としてだけではなく、各種コンベンションの開催等多目的利用が可能な施設となるよう必要な機能を整備することとします。

(新たな体育館の施設の構成に関する考え方)

市内スポーツ競技団体に対するアンケート調査結果及び市内スポーツ競技団体の各種大会における運営状況や開催に関する基準等を踏まえ、施設の構成に関する考え方を次のとおりとします。

メインアリーナ

競技スポーツにおける大会の主会場、市民スポーツの会場及びプロスポーツ観戦の会場として利用するため、バスケットボールコート(806㎡)3面分程度の面積とし、観客席については固定式で現状の3/4程度の1,500席以内を想定します。

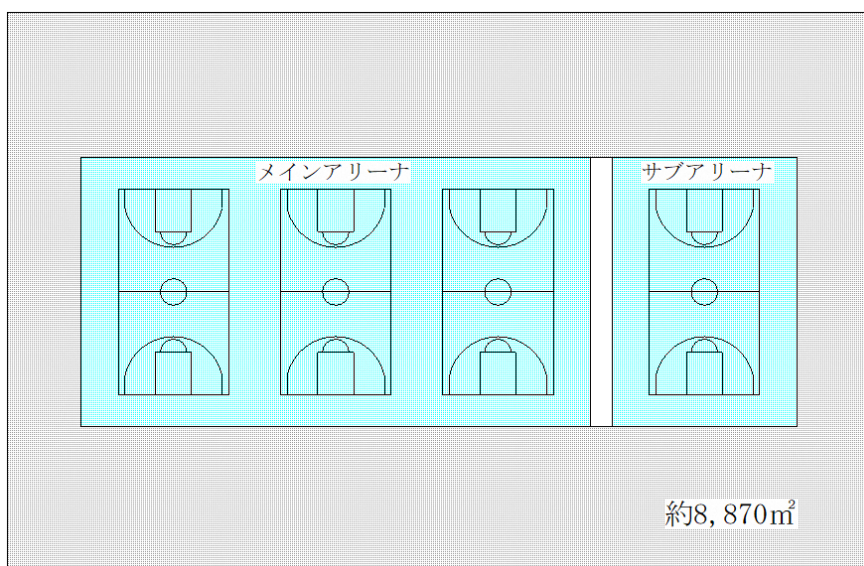
また、大規模な大会、プロスポーツの試合及びコンベンション等の開催の際の座席については、仮設席により、増やし、対応することを想定します。

サブアリーナ

スポーツ大会開催の際には、メインアリーナの補完的な役割を担う施設として、また、日常のスポーツ競技等の練習の際には活動エリアとして利用するため、バスケットボールコート(806㎡)1面分程度の面積とし、メインアリーナと連続性を持たせることを想定します。

また、観客席については固定式で500席以内とし、メインアリーナとあわせて、現状(2,000席)と同程度の席数を確保することを検討します。

(メインアリーナ及びサブアリーナのイメージ)



柔道場

試合場サイズ2面分(31m×16m)程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討します。

剣道場

試合場サイズ2面分(28m×14m)程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討します。

トレーニングルーム

現状(面積717㎡)と同程度の規模のトレーニング室を整備することを想定します。

プール

8レーン程度の屋内25m公認プールの整備について検討します。

その他の諸室

会議室、器具庫、スタッフルーム、更衣室、シャワー室、医務室、多目的室及びキッズルーム等の必要な施設の整備を検討します。

(長根公園内の他のスポーツ施設等の構成に関する考え方)

八戸市体育施設の整備に関する基本方針及び市内スポーツ競技団体からの意見聴取結果等を踏まえ、長根公園内の他のスポーツ施設等の構成の考え方を次のとおりとします。

野球場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none">・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、利用者の安全確保を考慮した改修・修繕を行う。・スタンド部分については、改修等を行い、長寿命化を図る。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none">・基本方針のとおり。

武道館

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市を例に建て替え後の体育館への機能集約を検討する。 ・オリンピックメダリストの顕彰方法については別途検討する。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・武道館は存置し、レスリング場等として利用を継続し、柔道場及び剣道場は新体育館内に整備。

相撲場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・観客席の階段幅が狭く、急勾配であるため安全上問題があることから、改修により対応する。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針のとおり。

弓道場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・長根公園再編プランで予定されている公園外への移転は見送り、継続利用を基本とし、建て替え後の体育館への機能集約を検討する。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・存置し、利用を継続。

プール

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・継続利用を基本とするが、体育館の建て替えに合わせて移築又は機能集約を検討する。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止し、新体育館内への整備について検討。

スポーツ研修センター

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・既存プールの継続利用の間は同施設も継続して利用するが、長根屋内スケート場内に会議室機能があり、スポーツ研修センターの機能を補完できるため、プールが移築又は機能集約される場合はそれにあわせて廃止を検討する。
建て替えに伴う考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止し、スポーツ研修センター及び長根屋内スケート場等の会議室の利用状況等を踏まえ、新体育館内に会議室を整備。

スケートリンク

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・屋内スケート場完成後は、施設を廃止する。整備費用や維持管理費用等コスト面での課題があることから、施設の利活用は行わないこととする。
建て替えに伴う考え方	・廃止。

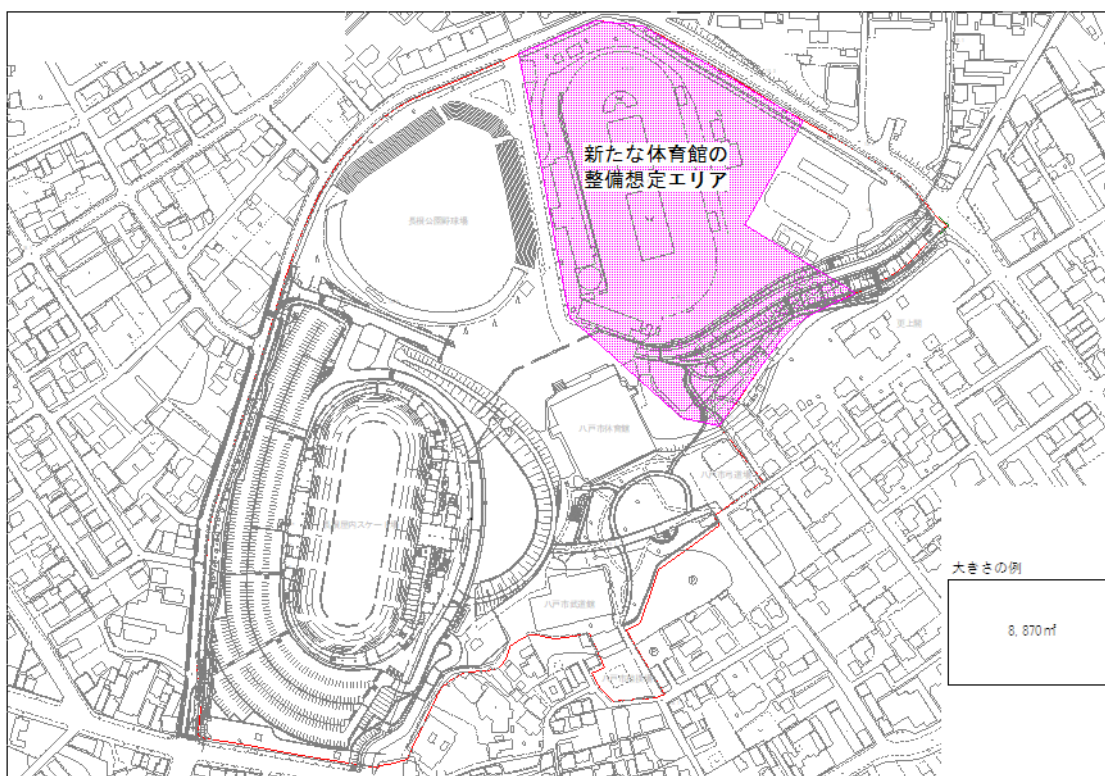
ホッケーリンク

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・アイスホッケー等の練習の場として利用されていることから、施設が利用可能な限り継続する。
建て替えに伴う考え方	・存置し、利用を継続。

長根屋内スケート場

八戸市体育施設の整備に関する基本方針	・国際大会の開催に備え、海外からの来場者にも配慮した施設整備を進める。
建て替えに伴う考え方	・基本方針のとおり。

(新たな体育館の整備想定エリア)



(長根公園の建ぺい率)

長根公園は八戸都市公園条例において運動公園と位置付けられており、建築物の建築面積の制限は、都市計画法に基づいて八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例で定められています。

(八戸市都市公園及び公園施設の設置に関する基準を定める条例(抜粋))

・第5条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならないものとする。

・第6条 都市公園に次の各号のいずれかに該当する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該各号に定める当該都市公園の敷地面積に対する割合を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。

(1) 省略

(2) 令第5条第4項に規定する運動施設である建築物のうち主として運動の用に供することを目的とする都市公園に設けられるもの 100分の20

このことから、長根公園の建築面積の上限は公園敷地面積の22%、建築面積の上限は、長根公園敷地面積 $171,300 \text{ m}^2 \times 22\% = 37,686 \text{ m}^2$ となり、新たな八戸市体育館建築面積の上限は、将来計画を次のとおり想定した場合、建築可能面積 $37,686 \text{ m}^2 - \text{将来の建築面積 } 28,806.95 \text{ m}^2 \div 8,879 \text{ m}^2$ となります。

施設名	建築面積 (m ²)	
	現況	将来
体育館 スピードスケートリンク 水泳プール スポーツ研修センター	6,090.38	廃止
野球場	3,259.26	3,259.26
武道館	1,620.65	1,620.65
弓道場	256.82	230.58
相撲場	334.62	334.62
アイスホッケーリンク	942.89	942.89
長根屋内スケート場	22,308.43	22,308.43
公園施設(トイレ、四阿)	110.52	110.52
合計	34,923.57	28,806.95

(長根公園の地質の状況)

昭和44年5月に実施した八戸市パイピングスケートリンク地質調査報告書では、調査箇所 NO. 1～NO. 4の4箇所において、深度約24m以深のN値は50となっています。



(建て替えに向けて配慮すべき事項)

- ・ユニバーサルデザイン
多様な世代の誰もが利用しやすい体育館となるよう配慮します。
- ・環境負荷の低減
建築物は、その計画から整備、運用及び廃棄に至るまで、多くの資材とエネルギーを必要とすることから、可能な限り環境負荷の低減を図るよう配慮します。
- ・将来の需要に応じた仕様
市内のスポーツ競技人口の動態及び現状の市内施設の利用率等も踏まえ、将来の需要に応じた体育館となるよう配慮します。
- ・快適性
する・みる・ささえるスポーツそれぞれの立場における快適性に配慮します。
- ・配置
長根公園は飲食・物販機能等を有する中心市街地と隣接しており、駐車場を含む体育館の配置については、中心市街地との回遊性に配慮するとともに、大規模

な大会、プロスポーツの試合及びコンベンション等の開催の際には、来館者の入退場の際に、周辺道路の渋滞を引き起こすことも懸念されることから、長根公園外からのアクセス及び公園内の他の施設との動線も踏まえ、検討します。

- ・防災機能

長根公園は、八戸市地域防災計画において、地域防災拠点及び広域避難場所に位置付けられており、また、その中に立地する長根屋内スケート場は地域防災拠点施設として、帰宅困難者等の一時避難施設、消防・警察・自衛隊等の災害応急復旧活動拠点及び救援物資等集積場所等としての役割を担っていることから、その役割について検討します。

- (建て替え・運営手法)

市が自ら建て替え等を行う従来型手法のほか、民間の創意工夫等を活用したPFI手法等の導入についても検討します。

- ・従来型手法

建て替えの基本計画から基本設計、実施設計、建て替え及び運営まで本市が主体的に行うものであり、建て替え後の運営は、これまでと同様に、指定管理制度の導入を想定します。

- ・PFI (Private Finance Initiative) 手法

民間事業者の資金と経営能力及び技術力を利用し、基本計画から基本設計、実施設計、建て替え及び運営までを行うものであり、民間事業者が担う事業の範囲等により、BTO方式、BOT方式、BOO方式及びBT方式等多くの手法があります。

- BTO (Build-Transfer-Operate) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理・運営等を行う方式。

- BOT (Build-Operate-Transfer) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了後に公共側に施設の所有権を移転する方式。

- BOO (Build-Own-Operate) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、維持管理・運営等を行い、事業終了

時点で施設等を解体・撤去する等公共側への施設の所有権移転がない方式。

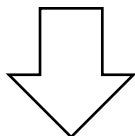
B T (Build-Transfer) 方式

民間事業者が公共施設等を設計・建設し、公共側に施設の所有権を移転する方式。

(着工までの流れ)

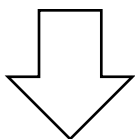
・基本構想

八戸市体育館の建て替えに関する基本的な考え方をまとめたもの。



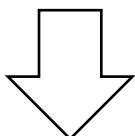
・基本計画及び事業手法検討調査

基本構想でとりまとめた内容について整理し、より詳細な規模、仕様及び設備等をまとめるとともに、従来型手法や民間の創意工夫等を活用した P F I 手法等の事業手法について検討。



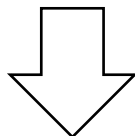
・基本設計

基本計画で示した内容について、法令や敷地の条件等を踏まえながら、基本的な図面としてまとめたもの。



・実施設計

基本設計に基づき、実際の工事を考慮した上で、詳細な図面を作成するとともに、具体的な工事費の積算を行うもの。



・着工

3 八戸の強み

(1) 氷都八戸

本市は、日本の北部に位置しながら、日照時間が長く、雪が少ないことから、古くからスケートが盛んに行われており、市民の生活に密着したスポーツとして、親しまれています。

平成 27 年度からは、市の風土に根差したスポーツであるスケートに親しむ環境を醸成しながら、競技人口の増加と競技力の向上を図ることを目的に、氷都八戸パワーアッププロジェクトに取り組んでおり、また、令和元年 9 月には、400m ダブルトラック等を有する Y S アリーナ八戸、令和 2 年 4 月には、新たな形の官民連携により、アイスホッケー等用のアイスアリーナを有するフラット八戸が開場したこともあり、競技人口は増加傾向にあります。

(氷都八戸パワーアッププロジェクト)

①幼稚園・保育園及び小学校のスケート教室に対する指導者派遣

・延べ受講者数 (単位:人)

R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
4, 150	5, 098	4, 060	6, 819

②八戸市スケート教室の開催

・参加者数 (単位:人)

	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
スピードスケート	210	143	150	153
フィギュアスケート	—	—	91	90

※R 2 年度から定員を 150 人に変更。

③中学競技者に対するスケート競技用具補助金の交付

補助率 1 / 2

補助上限 スピードスケート靴 30, 000 円

フィギュアスケート靴 30, 000 円

アイスホッケー用スティック 10, 000 円

(2) 4つのプロスポーツチームの拠点

本市では、平成18年創設のJ3リーグ ヴァンラーレ八戸FC、平成20年創設のアジアリーグアイスホッケー 東北フリースタイル、平成24年創設のB2リーグ 青森ワッツ、平成30年創設の3×3 八戸ダイムの4つのプロスポーツチームが、本市を拠点として活動しています。

① ヴァンラーレ八戸FC

- ・競技種目 サッカー
- ・ホームスタジアム プライフーズスタジアム
- ・運営法人 株式会社ヴァンラーレ八戸

(観戦者数)

単位：人

R元年	R2年	R3年	R4年
29,919 (17試合)	11,316 (17試合)	13,482 (17試合)	25,553 (17試合)

② 東北フリースタイル

- ・競技種目 アイスホッケー
- ・ホームアリーナ フラット八戸
- ・運営法人 東北アイスホッケークラブ

(観戦者数)

単位：人

R元年—2年	R2年—3年	R3年—4年	R4年—5年
15,518 (14試合)	9,533 (14試合)	9,438 (14試合)	13,482 (18試合)

③ 青森ワッツ

- ・競技種目 バスケットボール
- ・市内会場 東体育館、フラット八戸
- ・運営法人 青森スポーツクリエイション株式会社

(観戦者数)

単位：人

R元年—2年	R2年—3年	R3年—4年	R4年—5年
6,014 (6試合)	4,004 (6試合)	3,632 (6試合)	4,395 (4試合)

④八戸ダイム

- ・競技種目 3×3
- ・市内会場 フラット八戸
- ・運営法人 株式会社八戸D I M E

(観戦者数)

単位：人

R元年	R2年	R3年	R4年
—	—	2,311 (1試合)	5,576 (2試合)

4 課題

(1) スポーツを「する」視点からみた課題

①新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動様式の変化

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動様式の変化等を要因の1つとして、スポーツ施設利用者数がコロナ禍前と比較して減少しており、健康の増進にもつなげることのできる運動機会の増加、または、創出の促進が必要です。

②運動機会の提供のための活動場所の確保

人口が減少し、スポーツ施設利用者数が減少している中でも、スポーツ競技団体からは、練習のための、そして、大会開催のための施設の確保が難しいとの声があがっており、スポーツ施設の適切な整備及び運営による対応が必要です。

③競技力向上のためのさらなる強みの活用

YSアリーナ八戸やフラット八戸等の新たな施設の整備により、競技環境の向上したスケート競技やアイスホッケー競技、オリンピックメダリストを輩出しているレスリング競技、さらには、4つのプロスポーツチームが本市を活動拠点にしているといった本市の特性を活かした、競技力向上のための、さらなる強みの活用が必要です。

(2) スポーツを「みる」視点からみた課題

①プロスポーツ等のスポーツをみる文化の醸成

4つのプロスポーツチームが本市を活動拠点とする等、スポーツ観戦の機会自体は多くあるものの、コロナ禍の影響もあり、観戦者数は伸び悩みの傾向にあり、

スポーツ観戦の促進による日常的にスポーツをみる文化の醸成が必要です。

②プロスポーツチームのさらなる魅力発信

プロスポーツチームのホームゲームでは、賑わいが創出され、また、地域産業との連携によるコラボレーショングッズが販売されているものの、その動きをさらに増幅し、ホームゲーム時以外にも波及させるため、プロスポーツチームのさらなる魅力の発信が必要です。

③観光・文化・するスポーツ等の地域資源との組み合わせ

プロスポーツチーム等のスポーツ観戦だけではなく、観光・文化・するスポーツ等の地域資源との組み合わせによるスポーツツーリズムの促進により、相乗効果を生み出し、市の外部からのスポーツ誘客を増加させる取り組みが必要です。

(3) スポーツを「ささえる」視点からみた課題

①多様なスポーツにおける指導者の育成

様々なスポーツ競技において、指導者不足が顕在化しており、多様なスポーツにおける指導者の育成が必要です。

②産学官連携の推進

多様なスポーツにおける指導体制の強化のためには、産学官連携のさらなる推進が必要です。

③大会・合宿の受け入れ体制の強化

令和4年4月に八戸スポーツコミッションを創設し、スポーツ合宿の誘致に努めていますが、さらなる誘致の促進に向け、受け入れ体制の強化が必要です。

5 基本方針

スポーツを「楽しみたいくなるまち」の実現と「氷都八戸」の振興
～スポーツの力でさらなる元気な八戸に～

(基本目標)

(1) スポーツを「する」機会の充実

(目標達成のための施策)

- ・誰もがアクセスできるスポーツ活動の促進 **拡充**
- ・スポーツを通じた健康増進 **新規**
- ・プロスポーツチーム等との連携による競技力の向上 **拡充**
- ・八戸市体育館の建て替え等のスポーツ施設の適切な整備及び運営 **拡充**

(2) スポーツを「みる」文化の醸成による賑わいの創出と地域活性化

(目標達成のための施策)

- ・スポーツ観戦の促進によるスポーツをみる文化の醸成 **新規**
- ・スポーツ観戦を起点とする賑わいの創出 **新規**
- ・プロスポーツチームと地域産業の連携による地域経済の活性化 **拡充**
- ・スポーツ観戦と地域資源を組み合わせたスポーツツーリズムの促進 **拡充**

(3) スポーツを「ささえる」多様な人材の育成

(目標達成のための施策)

- ・スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保 **拡充**
- ・産学官連携によるスポーツをささえる体制の強化 **新規**
- ・地域プロスポーツチーム等との連携による指導力の向上 **拡充**
- ・スポーツ・インテグリティの確保 **新規**

6 基本目標

(1) スポーツを「する」機会の充実

①基本目標達成のための施策の方向性

八戸市体育館の建て替え等のスポーツ施設の適切な整備及び運営を行い、子どもから高齢者までの多様な世代の誰もがアクセスできるスポーツ活動を促進し、スポーツを通じた健康増進を図るとともに、ヴァンラーレ八戸F C、東北フリーブレイズ、青森ワッツ及び八戸ダイムの本市を拠点に活動するプロスポーツチームとの連携及び競技環境の充実しているスケートやオリンピックメダリストを輩出しているレスリング等の本市のスポーツ資源を生かした競技力の向上を図ります。

②目標達成のための施策

ー1 誰もがアクセスできるスポーツ活動の促進 **拡充**

・子どもの体を動かす遊びからスポーツにつながる機会の充実 **継続**

親子が公園等の身近な場所で楽しめる子どもの身体を動かす遊びを促進するとともに、遊びから多様なスポーツにつながるきっかけづくりの充実を図ります。

・地域スポーツクラブに関する情報の一元化 **新規**

誰もがスポーツに容易にアクセスしやすくするため、また、公立中学校における休日の部活動の地域移行等を見据え、市内地域スポーツクラブに関する情報の一元化を図ります。

・ライフステージ等に応じたスポーツ活動の促進 **新規**

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う行動様式の変化により、スポーツをする機会の減少した働く世代、子育て世代、シルバー世代及び障がい者等に対して、スポーツをすることに関する喚起を図り、多様化するスポーツのニーズや、ライフステージ等に応じたスポーツ活動を促進します。

一 2 スポーツを通じた健康増進 新規

・スポーツをしやすいまちづくりの推進 新規

身近な場所で気軽にスポーツがしやすいまちづくりを推進します。

・生活の中のスポーツ活動の定着 新規

生活の中にスポーツ活動が定着するようウォーキング及びサイクリング等の誰もがアクセスできる多様なスポーツ活動について啓発を図ります。

・スポーツが健康に与える効果に関する情報発信 新規

スポーツを行うことの必要性を広く普及するため、スポーツが健康に与える効果に関する情報の発信を図ります。

一 3 プロスポーツチーム等との連携による競技力の向上 拡充

・氷都八戸の振興 拡充

YSアリーナ八戸やフラット八戸の開場により、競技環境がより充実したスケート競技については、その強みをさらに生かしながら、競技力の向上を図ります。

・レスリングのまち 八戸の振興 継続

オリンピックメダリストを輩出しているレスリング競技については、メダリスト等のトップアスリートから直接指導をうけることが可能であり、その強みをさらに生かしながら、競技力の向上を図ります。

・地域プロスポーツチーム等との連携 拡充

ヴァンラーレ八戸FC、東北フリーブレイズ、青森ワッツ及び八戸ダイムの本市を拠点に活動するプロスポーツチーム等との連携により、アイスホッケー、サッカー、バスケットボール及び3 x 3等の多様なスポーツの競技力の向上を図ります。

一 4 八戸市体育館の建て替え等のスポーツ施設の適切な整備及び運営 拡充

・八戸市体育館の建て替え 新規

八戸市体育館の建て替えについては、令和8年度からの実施設計着手、そして、建て替えという流れを目指して進めており、その着実な推進を図ります。

・スポーツ施設の適切な整備 **拡充**

平成31年3月に策定した八戸市体育施設整備に関する基本方針に基づきながら、令和8年に開催予定の第80回国民スポーツ大会に必要なスポーツ施設の改修等適切な整備を図ります。

・誰もがアクセスしやすいスポーツ施設の運営 **拡充**

スポーツ施設を良好に維持しながら、管理するとともに、誰もがアクセスしやすいスポーツ施設の運営を促進します。

③実施中の事業

※R4年度は決算見込み額、R5年度は予算額。

・ジュニアアイスホッケー交流事業

単位：千円

事業内容	苫小牧市のアイスホッケージュニア選抜チームとの交流試合等を通じて、両市の連携・交流を推進				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	751	37	19	19	438

・スポーツ賞等表彰事業

単位：千円

事業内容	本市スポーツの振興・発展に貢献した個人・団体を表彰				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	225	237	238	259	151

・レスリングのまち推進事業

単位：千円

事業内容	かおりカップスーパーキッズレスリング選手権大会を青森県レスリング協会と共同で開催				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	27	0	231	3	686

・スポーツ少年団運営支援事業

単位：千円

事業内容	スポーツ少年団対抗のスポーツ少年大会の運営に要する経費の一部を補助				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	180	243	67	149	160

・地区体育振興事業 単位：千円

事業内容	八戸市スポーツ協会が行う地区体育振興事業に要する経費の一部を補助				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	280	233	230	270	280

・氷都八戸パワーアッププロジェクト 単位：千円

事業内容	小学校スケート教室等への指導者派遣、スケート教室の開催及び中学競技者のスケート用具の購入に要する経費の一部を補助				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	2,494	1,745	2,471	3,118	2,956

・各種スポーツ大会運営補助事業 単位：千円

事業内容	市総合体育大会の開催及び市内で開催される全国大会の開催に要する経費の一部を補助				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	3,038	278	200	1,961	4,700

・競技大会選手等派遣補助事業 単位：千円

事業内容	国際大会や全国大会及び市町村対抗県民体育大会や北奥羽総合体育大会への派遣費用の一部を補助				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	4,310	90	215	1,570	4,413

・第80回国民スポーツ大会事業 単位：千円

事業内容	開催に向けた各種準備				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	0	16,532	2,544

・フラットアリーナ利用促進事業 単位：千円

事業内容	X S M F L A T八戸株式会社との間で締結した協定書に基づき、営業時間のうち2,500時間を市が借上げ、市民に貸し出し				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	110,000	110,000	110,000	110,000

・人・健康・まちづくり推進協議会運営事業 単位：千円

事業内容	人・健康・まちづくり推進協議会を開催し、八戸市スポーツ推進計画の進行管理等実施				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	—	84	355

・スポーツコミッション支援事業 単位：千円

事業内容	産業経済団体、スポーツ団体及び市の13団体で令和4年4月に創設しており、合宿補助金等を交付				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	—	5,240	5,619

・スポーツ施設整備事業 単位：千円

事業内容	市内スポーツ施設の整備等を実施				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	110,014	68,401	88,400	91,709	124,367

・新体育館整備事業 単位：千円

事業内容	令和4年度に策定した「八戸市体育館の建て替えに関する基本構想」に基づき、基本計画等を策定				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	—	—	255	299	26,335

・施設の維持管理経費 単位：千円

事業内容	市内スポーツ施設の維持管理を実施				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	653,791	654,981	657,731	655,960	663,791

④数値目標

	R元年度	R4年度	目標値
スポーツ施設利用者数	1,057,621人	854,481人	1,300,000人
スポーツ各賞受賞者数	14人	13人	20人

(2) スポーツを「みる」文化の醸成による賑わいの創出と地域活性化

①基本目標達成のための施策の方向性

ヴァンラーレ八戸FC、東北フリーブレイズ、青森ワッツ及び八戸ダイムの本市を拠点に活動するプロスポーツチーム等のスポーツ観戦の促進によるスポーツをみる文化の醸成を図るとともに、プロスポーツチーム等のスポーツ観戦を起点とする賑わいの創出、プロスポーツチームと地域産業の連携による地域経済の活性化、さらには、プロスポーツチーム等のスポーツ観戦と観光・文化等の地域資源を組み合わせたスポーツツーリズムの促進を図ります。

②目標達成のための施策

ー1 スポーツ観戦の促進によるスポーツをみる文化の醸成 新規

・プロスポーツチームのホーム戦等の観戦促進 新規

ヴァンラーレ八戸FC、東北フリーブレイズ、青森ワッツ及び八戸ダイムの本市を拠点に活動するプロスポーツチームとの連携を深化し、ホームゲームの観戦をより促進します。また、国民スポーツ大会等の全国規模の大会について、広く周知に努め、スポーツを「みる」ことに対する関心を高めます。

・プロスポーツチームのホームゲーム等を「みる」文化の醸成 新規

プロスポーツチームのホームゲーム等の観戦を促進しながら、日常的にスポーツを「みる」文化の醸成を図ります。

ー2 スポーツ観戦を起点とする賑わいの創出 新規

・プロスポーツチームのホームゲーム等開催時の賑わいの創出 新規

プロスポーツチーム等と連携し、ホームゲーム等開催時の賑わいの創出、さらには、増大を促進するとともに、飲食店等との連携により、ホームゲーム等の観戦前後にも新たな賑わいが試合会場以外でも創出されるよう促進します。

・プロスポーツチームに関する持続的で日常的な賑わいの醸成 新規

プロスポーツチーム等と連携し、プロスポーツチームのホームゲーム等開催時だけではなく、持続的で日常的な賑わいの醸成に努めます。

ー3 プロスポーツチームと地域産業の連携による地域経済の活性化 拡充

・プロスポーツチームと地域産業の新たな連携 継続

プロスポーツチームと多様な産業が集積する八戸の産業力を生かした連携による新たな地場製品の開発を促進します。

・プロスポーツチームと地域産業との連携による地場製品の販売促進 拡充

プロスポーツチームと地域産業との連携による地場製品については、ホームゲーム開催時だけではなく、市内外への販売を促進するとともに、チームの魅力発信につながるよう促進します。

ー4 スポーツ観戦と地域資源を組み合わせたスポーツツーリズムの促進 拡充

・地域資源との組み合わせによるスポーツツーリズムの促進 継続

プロスポーツチームのホームゲーム等のスポーツ観戦と観光・文化・するスポーツ等の地域資源との組み合わせによるスポーツツーリズムを促進します。

・スポーツツーリズムを起点にした地域経済の活性化 新規

スポーツツーリズムを起点に八戸圏域内の回遊性を高め、観光振興を図るとともに、飲食や宿泊等の需要を喚起し、地域経済の活性化につなげます。

③実施中の事業

※R4年度は決算見込み額、R5年度は予算額。

・地域スポーツチーム応援事業

単位：千円

事業内容	プロスポーツチームのホーム戦に市内小学生を無料招待する八戸市民キッズデー等を実施				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	6,695	11,879	10,899	5,564	2,095

- ・ジュニアアイスホッケー交流事業（再掲）
- ・人・健康・まちづくり推進協議会運営事業（再掲）
- ・スポーツコミッション支援事業（再掲）
- ・スポーツ施設整備事業（再掲）
- ・新体育館整備事業（再掲）
- ・施設の維持管理経費（再掲）

④数値目標

	R 元年	R 4 年	目標値
プロスポーツ観戦者数	51,451 人	43,430 人	53,000 人
アマスポーツも含めたスポーツ観戦率	29.5%	19.0%	27.0%

(3) スポーツを「ささえる」多様な人材の育成

①基本目標達成のための施策の方向性

スポーツ・インテグリティの確保を図りながら、スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場を確保するとともに、産学官連携によるスポーツをささえる体制の強化を図り、さらには、東北フリースタイル、ヴァンラーレ八戸FC、青森ワッツ及び八戸ダイムの本市を拠点に活動するプロスポーツチーム等との連携による指導力の向上を促進します。

②目標達成のための施策

ー1 スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保 **拡充**

・競技スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保 **継続**

八戸市スポーツ協会や各種スポーツ競技団体、さらには、プロスポーツチームとも連携し、競技スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保を図ります。

・地域スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保 **新規**

八戸市スポーツ協会、八戸市スポーツ少年団及び八戸市スポーツ推進委員協議会、さらには、地域体育振興会とも連携し、地域スポーツをささえる多様な人材の育成と活動の場の確保を図ります。

・アスリートのセカンドキャリアの活用 **継続**

本市を拠点にするプロスポーツチーム等のアスリートのセカンドキャリアに関する支援体制の構築を促進し、本市スポーツをささえる多様な人材の確保につなげます。

ー２ 産学官連携によるスポーツをささえる体制の強化 新規

・学との連携によるささえる体制の強化 新規

大学等の有するスポーツ資源を生かしながら、スポーツ競技団体とも連携を図り、スポーツをささえる体制の強化を図ります。

・産業との連携によるさらなる大会・合宿の誘致のための体制の強化 新規

令和４年４月に創設した八戸スポーツコミッションの体制を拡充し、ＹＳアリーナ八戸やフラット八戸等の特徴的なスポーツ施設を生かしたさらなるスポーツの大会・誘致のためのささえる体制の強化を図ります。

ー３ 地域プロスポーツチーム等との連携による指導力の向上 拡充

・プロスポーツチームとの連携による指導力の向上 新規

本市を拠点にするプロスポーツチーム等との連携による指導力の向上を促進します。

・スポーツ競技団体との連携による指導力の向上 拡充

オリンピック等を輩出しているスポーツ競技団体等との連携による指導力の向上を促進します。

ー４ スポーツ・インテグリティの確保 新規

・スポーツ競技団体のガバナンスの強化 新規

八戸市スポーツ協会及び八戸市スポーツ少年団とも連携し、スポーツ競技団体のガバナンスの強化が図られるよう支援します。

・スポーツ競技団体のコンプライアンスの徹底 新規

八戸市スポーツ協会及び八戸市スポーツ少年団とも連携し、スポーツ競技団体のコンプライアンスが徹底されるよう支援します。

③実施中の事業

※R 4年度は決算見込み額、R 5年度は予算額。

・スポーツ推進委員研修事業

単位：千円

事業内容	スポーツ基本法に基づき、委員を42名に委嘱しており、その研修や小学校等へのスポーツの指導のための派遣等を実施				
決算額	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	973	735	505	687	1,460

- ・スポーツ賞等表彰事業（再掲）
- ・地区体育振興事業（再掲）
- ・各種スポーツ大会運営補助事業（再掲）
- ・人・健康・まちづくり推進協議会運営事業（再掲）
- ・スポーツコミッション支援事業（再掲）
- ・スポーツ施設整備事業（再掲）
- ・新体育館整備事業（再掲）
- ・施設の維持管理経費（再掲）

④数値目標

	R元年度	R4年度	目標値
スポーツ少年団における有資格者の割合	62.5%	55.1%	70%

7 計画の進行管理

(1) 管理体制

P D C Aサイクルの考え方にに基づきながら、計画の着実な推進を図るため、施策の進行状況を毎年度、八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会において報告し、意見を聴取することとします。

(2) 基本的な役割

①市民

可能な範囲で、する・みる・ささえる様々なスポーツ活動にアクセスしましょう。

②関係団体

する・みる・ささえるスポーツ活動に誰もがアクセスできるよう努めましょう。

③市

本計画が広く市民の皆様の理解を得て、本市のする・みる・ささえるスポーツ活動がより活性化するよう施策の推進を図ります。

資料編

1 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 委員名簿

氏名	所属団体の役職	協議会の役職
おおむろ こうへい 大室 康平	八戸工業大学 基礎教育研究センター 准教授	
きむら さとし 木村 聡	一般財団法人 VISIT はちのへ 事務局次長兼物産振興課長	
きむら ひろや 木村 浩哉	八戸学院大学 地域経営学部地域経営学科 教授	会長
さいがみ ひろあき 妻神 博明	公募委員	
ささき としふみ 佐々木 敏文	八戸市中学校体育連盟 会長	
なかむら たけし 中村 剛志	八戸商工会議所 地域振興部長	
ならき しんいち 檜木 慎一	八戸市スポーツ少年団 副本部長	
ひがしやま くにお 東山 国男	八戸市身体障害者団体連合会 会長	
めざわ しんいち 目澤 伸一	八戸市スポーツ推進委員協議会 会長	
よない まさあき 米内 正明	八戸市スポーツ協会 会長	副会長

敬称略：五十音順

※役職は委員委嘱時のもの

※委員任期は令和4年5月24日から令和6年5月23日

2 八戸市スポーツ推進計画改定までの経過（令和5年度）

年月日	内容
令和5年3月22日 ～4月21日	スポーツの実施状況等に関する市民アンケート調査
令和5年5月30日	第1回八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・八戸市スポーツ推進計画の骨子案に関する審議
令和5年7月20日	第2回八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する諮問・審議
令和5年7月21日 ～8月25日	パブリックコメント
令和5年8月30日	第3回八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する審議
令和5年9月28日	第4回八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会 ・八戸市スポーツ推進計画の改定案に関する審議・答申
令和5年10月	教育委員会への意見聴取

3 アンケート調査、パブリックコメントの実施経過

(1) アンケート調査

年月日	内 容
令和5年3月22日 ～令和5年4月21日	スポーツの実施状況等に関するアンケート調査 対象：18歳以上の八戸市民／市政モニター 方法：アンケート用紙またはウェブアンケートフォームによる回答 回答数：184件

(2) パブリックコメント

年月日	内 容
令和5年7月21日 ～令和5年8月25日	八戸市スポーツ推進計画（改定案）への意見募集 設置場所：市庁本館・別館案内、南郷事務所、各地区 公民館・各市民サービスセンター、市内体育施設 意見数：0件

4 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会規則

八戸市規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八戸市附属機関設置条例（平成 25 年八戸市条例第 6 号）第 3 条の規定に基づき、八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 協議会は、八戸市スポーツ推進計画について重要な事項の調査審議をするとともに、スポーツによる人材育成、健康づくり及びまちづくりの推進に関し必要な事項について協議をし、市長に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) まちづくりに関する有識者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、新たに委員の委嘱が行われた後最初に招集すべき協議会の会長の職務は、市長が行う。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の提出の要求等)

第6条 協議会は、必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。